

山口県資源管理方針の改正・公表 新旧対照表

新	旧
<p>○山口県資源管理方針</p> <p>漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第1項の規定に基づき、山口県において資源管理を行うための方針を次のように定めたので、同条第6項の規定に基づき公表する。</p> <p>令和2年12月1日 制定 令和3年3月29日 改正・公表 令和3年6月30日 改正・公表 令和3年12月28日 改正・公表 令和5年8月30日 改正・公表 令和5年12月27日 改正・公表 令和6年3月28日 改正・公表 令和6年6月24日 改正・公表</p> <p style="text-align: right;">山口県知事 村岡 嗣政</p> <p>山口県において資源管理を行うための方針</p> <p>第1～第8 【略】</p> <p>（別紙1－6 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群） 【略】</p> <p>第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準</p> <p>1 本県に配分された漁獲可能量のうち、8割（トン単位小数第1位以下四捨五入）を山口県さば類中型まき網漁業に配分する。</p> <p>2 管理年度の途中において、国の留保からの漁獲可能量の再配分、大臣管理区分若しくは他の都道府県との間の漁獲可能量の融通等が実施されることに伴って本県の漁獲可能量が増加した場合、当該増加分の漁獲可能量については、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、さば類の回遊状況、過去の漁獲の状況等を踏まえ、山口県日本海海区漁業調整委員会及び山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。</p>	<p>○山口県資源管理方針</p> <p>漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第1項の規定に基づき、山口県において資源管理を行うための方針を次のように定めたので、同条第6項の規定に基づき公表する。</p> <p>令和2年12月1日 制定 令和3年3月29日 改正・公表 令和3年6月30日 改正・公表 令和3年12月28日 改正・公表 令和5年8月30日 改正・公表 令和5年12月27日 改正・公表 令和6年3月28日 改正・公表</p> <p>【挿入】</p> <p style="text-align: right;">山口県知事 村岡 嗣政</p> <p>山口県において資源管理を行うための方針</p> <p>第1～第8 【略】</p> <p>（別紙1－6 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群） 【略】</p> <p>第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準</p> <p>1 本県に配分された漁獲可能量のうち、8割（トン単位小数第1位以下四捨五入）を山口県さば類中型まき網漁業に配分する。</p> <p>2 1の規定にかかわらず、数量の融通の結果、知事管理区分の数量変更が生じる場合には、あらかじめ山口県日本海海区漁業調整委員会及び山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた方法により、知事管理区分の配分量を変更するものとする。</p>